

2009年JMRC中部ジムカーナカレンダー

2009. 02. 17

月	日	全日本選手権	JMRC選手権	東海シリーズ	北陸シリーズ	その他
1月	4					
	11					
	18			第1戦 秋田県ライオンランド<E>		NRCサーキットライオン(NRC/KSCC/SMSC)<D,F> [鈴鹿西コース]
	25			SOMOS		
2月	1					
	8					
	15			第2戦 秋田県ライオンランド<E>		14 幸田サーキット7777(SOMOS)①<F>
	22			PALM TOWN		
3月	1		第1戦 幸田サーキットYRP桐山<D>			
	8	第1戦 備北サーキット	ZEST			
	15	14-15 中国 NOBLE				14 幸田サーキット7777(SOMOS)②<F>
	22		第2戦 秋田県ライオンランド<D>			秋田インテリ-ズ(SOMOS)①<F>
	29		PALM TOWN	第3戦 秋田県ライオンランド<D>		
4月	5		第3戦 鈴鹿サーキット南コース<D>	LUCK SPORT		
	12		NRC			11 幸田サーキット7777(SOMOS)③<F>
	19	第2戦 名阪スル-ツラント Cコース			第1戦 イツクスプロ-ザ<E,F>	
	26	25-26 近畿 OSCC		第4戦 秋田県ライオンランド<D>	AND	秋田インテリ-ズ(SOMOS)②<F>
5月	3		第4戦 幸田サーキットYRP桐山<D>	Pleasure		
	10	第3戦 SUGOマルチコース	LIMIT			9 幸田サーキット7777(SOMOS)④<F>
	17	東北 奥州VICIC		第5戦 秋田県ライオンランド<D>		
	24			MASC	第2戦 大日スル-ツラント<E,F>	
	31	第4戦 オートスル-ツラント スカワ			IRC	秋田インテリ-ズ(SOMOS)③<F>
6月	7	北海道 AG.MSC北海道	第5戦 イツクスプロ-ザ<D>			レーシングトライアル IN FUKUDE(SHERATON)<E,F> [福田自動車学校]
	14		BIG VAN/ABC			13 幸田サーキット7777(SOMOS)⑤<F>
	21			第6戦 鈴鹿サーキット南コース<D>	第3戦 イツクスプロ-ザ<E,F>	
	28		第6戦 秋田県ライオンランド<D>	NRC	ABC	秋田インテリ-ズ(SOMOS)④<F>
7月	5	第5戦 イツクスプロ-ザ スル-ツラント	SOMOS/LIMIT			
	12	11-12 中部 AND			第4戦 大日スル-ツラント<E,F>	11 幸田サーキット7777(SOMOS)⑥<F>
	19			第7戦 幸田サーキットYRP桐山<E>	R-8石川	
	26	第6戦 浅間台スル-ツラント	第7戦 秋田県ライオンランド<D>	ZEST		
8月	2	1-2 関東 TIP	SHERATON			
	9					
	16				第5戦 イツクスプロ-ザ<E,F>	
	23		第8戦 イツクスプロ-ザ<D>		BIG VAN	秋田インテリ-ズ(SOMOS)⑤<F>
	30	第7戦 鈴鹿サーキット南コース	AND/ABC			
9月	6	5-6 近畿 チーム淀		第8戦 幸田サーキットYRP桐山<E>		
	13	第8戦 北九州おむた		LIMIT		12 幸田サーキット7777(SOMOS)⑦<F>
	20	19-20 九州 TOBIUME			第6戦 大日スル-ツラント<E,F>	
	27				KRM	秋田インテリ-ズ(SOMOS)⑥<F>
10月	4	第9戦 本庄サーキット				
	11	10-11 関東 RRC群馬				10 幸田サーキット7777(SOMOS)⑧<F>
	18					
	25					秋田インテリ-ズ(SOMOS)⑦<F>
11月	1	10/31-11/1 JAF CUP, JMRC全国オートスタージムカーナ NRC (鈴鹿サーキット 南コース)				
	8					
	15	14-15 西日本フェスティバル 四国 (美川スル-ツラント)				14 幸田サーキット7777(SOMOS)⑨<F>
	22					
	29					
12月	6					秋田インテリ-ズ(SOMOS)⑧<F>
	13					12 幸田サーキット7777(SOMOS)⑩<F>
	20					
	27					

8戦

8戦

6戦

注意) 主催者クラブ名の箇所が開催日

<D> 準国内

<E> 地方

<F> 加-スト

2009年JMRC中部ダートトライアルカレンダー

2009.01.20

月	日	全日本選手権	JMRC中部シリーズ			その他
			JMRC選手権	東海シリーズ	北陸シリーズ	
1月	4					
	11					
	18					
	25					
2月	1					
	8					
	15					
	22					
3月	1			第1戦 山室山(E)		
	8			TTR. M		
	15	第1戦 丸和オートランド那須				
	22	21, 22 関東 M3				
	29		第1戦 輪島市門前モータースポーツ公園(D)			
4月	5		M. S. C MONZEN	第2戦 池の平(E)		
	12	第2戦 モビリティおおむた		FASC	第1戦 門前(E)	
	19	18, 19 九州 RASCAL, FMSC, CRMC	第2戦 池の平ワンダラント(D)		Three-R	
	26		MASC			
5月	3				第2戦 門前(E)	
	10		第3戦 池の平ワンダラント(D)		KRM	山室山ダートウェイ(F)
	17	第3戦 テクニクスステージたかた	SHALET			DMSC
	24	23, 24 中国 CMSC広島, R.C.H, 広島VICIC		第3戦 山室山(E)		
	31		第4戦 輪島市門前モータースポーツ公園(D)	PADDOCK		
6月	7	第4戦 オートスポーツランドスナガワ	ABC, TOMBO			
	14	北海道 AG, MSC北海道		第4戦 池の平(E)		
	21			SHALET		
	28	第5戦 丸和オートランド那須			第3戦 門前(E)	
7月	5	関東 DCCS	第5戦 山室山ダートウェイ(D)		MRT-金沢	
	12		PADDOCK	第5戦 池の平(E)		
	19			CCST	第4戦 門前(E)	
	26		第6戦 輪島市門前モータースポーツ公園(D)		TOMBO	
8月	2	第6戦 サーキットパーク切谷内	MRT-金沢・Three-R			
	9	東北 MSCはちのへ, AKITA, 奥州VICIC		第6戦 池の平(E)		
	16			AASC		
	23		第7戦 池の平ワンダラント(D)			
	30		CCST		第5戦 門前(E)	
9月	6	第7戦 コスモパーク			M. S. C MONZEN	
	13	12, 13 近畿 THUNDERS	第8戦 池の平ワンダラント(D)			
	20		FASC			
	27	第8戦 輪島市門前モータースポーツ公園				
10月	4	中部 Three-R				
	11			第7戦 池の平(E)	第6戦 門前(E)	
	18			FASC	R-8石川	
	25					
11月	1	2009年JAFカップオールジャパン・JMRC全国オールスターダートトライアルin中国				
	8	7, 8 広島VICIC テクニクスステージたかた				
	15		2009JMRC西日本ダートフェスティバル			
	22		21, 22 MRT-金沢 輪島市門前モータースポーツ公園			
12月	6					
	13					
	20					
	27					

(D)は準国内競技格式、(E)は地方競技格式、(F)はクローズド競技格式を表します。

スーパー1500車両規定（S1500）

JAF国内競技車両規則のスピードN車両規定に従った自動車登録番号標を有する車両（ナンバー付車両）とする。ただし、次の規定を必ず満足すること。

- ①排気量 : 1500cc以下の自然吸気エンジン（NAエンジン）とする。
- ②駆動方式 : 前輪2輪または後輪2輪のいずれかを駆動する二輪駆動車とする。
- ③車両本体価格 : 180万円以下とする。
当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載される車両本体価格を基準とする
- ④最終減速比 : 変更は許されない。
- ⑤フライホイール : 変更は許されない。
- ⑥エアコン : 装着およびその機能を維持していること。
- ⑦タイヤ : セミレーシングタイヤの使用を禁止する。
競技に使用できるタイヤ幅は195mmまでとする。（競技会場内）

タイヤメーカー	ブランド名	使用不可タイヤ名称
横浜ゴム	ADVAN	A050/A049/A048
ダンロップファルケン	FALKEN	RX-VII/RS-V04
	FORMULA-R	D93J
	DIREZZA	D03G/D02G
ブリヂストン	POTENZA	RE-11S/RE55S
東洋ゴム	PROXES	R888

但し、上記以外のタイヤでもSタイヤに準ずると判断された場合、猶予期間を待たず使用を禁止する場合がある

- ⑧参加制限 : 自動車検査証の初度登録年月より7年経過した車両は参加できない。
ただし、7年経過後も国内生産（同一車両型式）されていたれば、生産終了日の年末まで参加できる。
〔 例：初度登録年月が平成15年1月～12月の車両の場合、平成22年12月31日まで参加することができる 〕
なお、JMRC中部ジムカーナ選手権（チャンピオン戦）およびJMRC中部ダートトライアル選手権（チャンピオン戦）以外の競技会では上記の制限は設けないが、自動車検査証の初度登録年月が平成12年1月以降の車両であること。

以上

※本規定は2010年12月31日まで有効である。ただし、年度ごとに小変更を行うことがある。
※本規定に疑義が生じた場合、JMRC中部ジムカーナ、ダートトライアル部会の決定を最終とする。
JMRC中部

2005年9月13日 制定

2006年1月1日 施行

2006年2月24日 タイヤリスト追記

2006年12月5日 参加制限一部変更

2007年12月18日 車両本体価格補正追加およびタイヤリスト改定

2008年12月1日 タイヤサイズ改定

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会 ジムカーナ／ダートトライアル共通規則

第1章 総 則

本共通規則は、中部地域における全てのジムカーナ／ダートトライアル競技会に適用される。本共通規則に記載されていない競技運営に関する実施細目および実施事項は、各競技会特別規則および公式通知によって示される。各競技会の特別規則は、第2章の内容記載を必須とする。各競技会特別規則の競技運営に関する細則は、本共通規則の第3章以下が適用される。尚、特別規則書に記載された内容は、その示す範囲において本共通規則に優先する。また、各競技会の参加者および競技運転者は、国内競技規則、当該競技会の特別規則および本共通規則を熟知して参加するものとする。

第2章 特別規則書の記載内容

公 示

本競技会は日本自動車連盟（ＪＡＦ）の公認のもとに、国際自動車連盟（ＦＩＡ）の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したＪＡＦの国内競技規則およびその付則、ＪＭＲＣ中部共通規則およびＪＭＲＣ中部ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定ならびに、本大会の特別規則に従って開催される。

- 第 1 条 競技会の名称
- 第 2 条 競技種目
- 第 3 条 競技格式
- 第 4 条 開催日程
- 第 5 条 競技会開催場所（所在地・ＴＥＬ・ＦＡＸ）
- 第 6 条 オーガナイザー名および住所
- 第 7 条 大会役員
- 第 8 条 競技主要役員
- 第 9 条 参加車両
- 第 10 条 クラス区分
- 第 11 条 参加資格
- 第 12 条 参加台数
- 第 13 条 参加申込および参加料
 - 1. 参加申込先および問合せ先
 - 2. 参加受付期間
 - 3. 参加料
- 第 14 条 競技のタイムスケジュール
- 第 15 条 賞 典

第16条 付 則

1. 本特別規則に記載されない競技に関する細則は国内競技規則国際スポーツ競技規則ならびにJMRC中部共通規則に従って開催される。
2. 本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第3章 統一規則細則

第17条 参加車両

参加車両は以下のグループに分類される。

N車両：当該年登録番号標付N車両規定に適合した車両

B車両：当該年スピードB車両規定に適合した車両

SA車両：当該年スピードSA車両規定に適合した車両

SC車両：当該年スピードSC車両規定に適合した車両

D車両：当該年スピードD車両規定に適合した車両

RA車両：当該年スピードSA車両規定に適合した車両でタイヤ規定の項目を緩和
(タイヤ規定については、第37条の2. に記載)

スーパー1500車両：当該年JMRC中部S1500車両規定に適合した車両、
車両規則は別途記載(略称; S1500)

第18条 部門およびクラス

JMRC中部タイトル戦は、JAF選手権規定を参考とした下記の部門及びクラス区分とする。尚、JMRC中部タイトル戦以外の競技会は、部門及びクラス区分を特別規則書に明記すること。

1. ジムカーナ

1) JMRC中部選手権

N車両部門：

クラス1：気筒容積1000cc以下のN車両

クラス2：気筒容積1000ccを超える前輪駆動のN車両

クラス3：気筒容積1000ccを超える後輪駆動のN車両

クラス4：気筒容積1000ccを超える4輪駆動のN車両

SA車両部門：

クラス1：気筒容積1600cc以下のSA車両

クラス2：気筒容積1600ccを超える2輪駆動のSA車両

クラス3：気筒容積1600ccを超える4輪駆動のSA車両

SC・D車両部門：気筒容積によるクラス区分無しのSC車両とD車両

L部門：N車両およびSA車両で参加する全ての女性運転者

S1500部門：スーパー1500車両

2) JMRC中部ミドル選手権

上記部門の他に下記クラスを設けることができる。

RA車両部門

クラス2：2輪駆動のRA車両

クラス4：4輪駆動のRA車両

但し、予想参加台数に応じて、各シリーズごとにクラスを統合することが出来る。

S1500部門：スーパー1500車両

その他の部門：(JMRC中部認定外クラス)

併設クラスとしてJAF規定の範囲内で自由にクラスを設定できる。

但し、シリーズ全戦に設けること。詳細は各シリーズにて別途発表する。

2. ダートトライアル

1) JMRC中部選手権

N車両部門

クラス1：2輪駆動のN車両

クラス2：気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN車両

クラス3：気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN車両

S(SA・SC)車両部門

クラス1：気筒容積1500cc以下の2輪駆動のSA車両

(車両規定はスーパー1500車両規定で運用する)

クラス2：2輪駆動のSA・SC車両

クラス3：気筒容積3000cc以下の4輪駆動のSA・SC車両

クラス4：気筒容積3000ccを超える4輪駆動のSA・SC車両

D車両部門

気筒容積によるクラス区分無し

2) JMRC中部ミドル選手権(東海, 北陸シリーズ)

①東海シリーズ

クラス1：気筒容積1500cc以下のN・B・SA・SC・D車両

クラス2：気筒容積1500ccを超え1600cc以下のN・B・SA・SC・D車両

クラス3：気筒容積1600ccを超え3000cc以下のN・B・SA・SC・D車両

クラス4：気筒容積3000ccを超えるN・B・SA・SC・D車両

FRクラス：排気量によるクラス区分を行わず、N・B・SA・SC・D車両の
後輪駆動車両

②北陸シリーズ

N車両部門

クラス0：気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN車両

クラス1：気筒容積1500cc以下の2輪駆動のN車両

クラス2：気筒容積1500ccを超える2輪駆動のN車両

クラス3：気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN車両

SA・SC・D車両部門

2 駆：排気量によるクラス区分を行わず、2 輪駆動の SA・SC・D 車両

4 駆：排気量によるクラス区分を行わず、4 輪駆動の SA・SC・D 車両

第 19 条 参加資格

参加資格は、競技会特別規則書に規定される場合を除き、以下のとおりとする。

1. 競技運転者は、有効な運転免許証と当該年度有効な J A F 競技運転者許可証所持者とする。
2. 20 才未満の競技運転者は参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。
3. 競技運転者は、競技に有効な死亡時 500 万円以上の傷害保険または J M R C 共済会に加入していること。

第 20 条 参加人数の制限

各競技会の特別規則書に記載すること。

1. ダートトライアルは最大 150 名まで、ジムカーナは最大 200 名までを原則とする。
2. 同一運転者は 1 つの競技会で 1 つのクラスのみ参加できる。
3. 同一車両による重複参加は認められるが、同一運転者によって運転されてはならない。
 - 1) J M R C 中部選手権は 2 名までとする。

但し、レディースクラスとの重複参加を除き同一クラスに限る。

第 21 条 参加車両名の制限

参加車両名は半角文字、記号を含み全て 15 文字以内とする。

必ず車両名（型式ではなく、通称名：シビック、ランサー等）を入れること。

例：〇〇クラブシビック、〇〇商店ランサー

車名違反があった場合、主催者の権限により通称名のみを参加車両名とする。

第 22 条 参加申込方法および受け付け

1. 参加申込の受付期間は、当該競技会の特別規則書に記載されている場合を除き、競技会開催日の 1 ヶ月前から 10 日前までとする。
2. 指定の参加申込書に必要事項を記入し、参加料を添えて各オーガナイザーの事務局に申し込むこと。尚、参加申込書には J M R C 中部クラブ登録印が必ず押印されていること。但し、J M R C 中部またはクラブへの未所属者を除く。
3. 同一車両による重複参加をする場合は、参加申込み時に重複参加全員の氏名と希望走行順を記載のこと。
4. 申し込み方法は、当該競技会の特別規則書に記載されている場合を除き、申込先に直接持参または郵送とする。尚、郵送の場合は現金書留とする。
5. オーガナイザーは、理由を明示することなく参加を拒否することが出来る。

この場合の参加料は返却手数料として参加料から 1000 円を差し引いて申込者に返金する。尚、正式受理後の参加料は、本規則の 35 条の 2. の場合を除き、いかなる理由があっても返金されない。
6. 参加受理の諾否は郵便にて通知する。受理書が届かない場合は、大会事務局に問い合わせること。

第23条 車両および競技運転者の変更

1. 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむをえない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
2. 車両変更は同一部門同一クラスであること。
3. 車両変更申請は当該競技会の参加確認受付終了までとする。

第4章 競技運営に関する規定

第24条 車両検査

1. 車両検査は、特別規則または公式通知に示されるタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。車両検査を受けない場合、車両検査で不合格の場合、または技術委員長からの修正指示に従わない場合は当該競技会に参加できない。
2. 全ての参加者は、車両検査と同時に服装、装備、備品について検査を受けること。
3. 技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した個所に着いて修正を求める事が出来る。修正を命ぜられた車両は、修正後に再度車検を受けなければならない。
4. 技術委員長の求めが有った場合、各自の参加車両が車両規定に適合していることを車両公認書、車両諸元表、カタログ等を提示して証明しなければならない。
5. 技術委員長は、競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査をする事が出来る。
6. 競技番号（ゼッケン）は、オーガナイザーが決定する。競技番号はオーガナイザーが用意した物を使用し、車両検査前までに指定された位置に折り曲げることなく正しく貼り付けること。全周をテーピングすること。（ジムカーナのシードゼッケンは除く）
7. 競技終了後、原則として上位入賞車両の再車両検査を行う。尚、技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費は全て参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果が不合格の場合は失格となる場合がある。

第25条 競技車両のパドック待機

1. 全ての競技車両は、車両検査終了後から正式結果発表までの間、指定駐車待機場所で保管されているものとする。但し、コースを走行中または走行のための移動を除く。
2. 待機中の競技車両は、タイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換（調整）等の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること。
3. 重複参加車両のタイヤ交換は、レディースクラスとの重複参加を含み、同一ヒート内では不可とする。但し、競技長の許可を得た場合はこの限りではない。（ジムカーナに適用）

第5章 競技に関する規定

第26条 コースの慣熟

オーガナイザーは、公式通知にて発表したコースについて、参加者のために慣熟走行または慣熟歩行にてコースの慣熟を行うこと。

但し、慣熟走行する場合は、車両検査に合格した車両にて走行のこと。

第27条 スタート方式

1. スタートはスタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過するスタート方式とする。
2. スタート合図は日章旗またはクラブ旗を用いる。信号機を用いる場合は、青信号がスタート合図となる。
3. スタートは原則としてゼッケン順に行う。スタートの指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
4. スタート合図後、速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムにペナルティーとして5秒を加算する。

第28条 計時

1. 計測は、自動計測機器または2個以上のストップウォッチを使用して行う。ストップウォッチを使用した場合は、その平均を記録する。
2. 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切ったときより開始し、最終のコントロールラインを横切ったときに終了する。

第29条 順位の決定

1. 原則として2ヒート行い、その内の良好なタイムを採用し最終の成績とする。
2. 同記録の場合は次により順位を決定する。
 - I セカンドタイムの速い者
 - II 排気量の小さいもの
 - III 審査委員会の決定
3. 上記以外にて順位を決定する場合は、各競技会の特別規則書に記載すること。

第30条 信号旗合図

日章旗またはクラブ旗	→ スタート合図
黄旗	→ パイロン移動, 転倒
黄旗	→ 脱輪 (ジムカーナに適用)
黒旗	→ ミスコース
赤旗	→ 危険有り、直ちに停止せよ
緑旗	→ コースがクリアされた
チェッカー旗	→ ゴール

第31条 競技上のペナルティー

1. コース上のペナルティー対象に指定されたパイロンを移動または転倒させたと判断された場合、1個について5秒を走行タイムに加算する。
ジムカーナ：車体の一部が触れてマーカーからずれた場合。

ダートトライアル：車体の一部が触れてパイロンが移動し、マーカーが現れた場合。パイロン以外にペナルティー対象となるものがある場合は、その判断基準および加算タイムを参加者に発表すること。

2. ミスコースをした場合は、当該ヒートを無効とする。但し、ミスコースに気付き、ただちに車両を正しいコースに戻した場合はこの限りではない。ミスコースと判断され、競技運営上に重大な支障をきたすと判断された場合は、赤旗を提示して車両を停止させる事もある。
3. 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。
4. ゴール後は、減速エリア内で確実に減速を行うこと。充分減速を行わなかった場合は当該ヒートのタイムに5秒を加算する。
5. 反則スタートは当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
6. ジムカーナにおいては、コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒を加算する。また同時に4輪がコースから脱輪した場合（コースアウト）は、当該ヒートを無効とする。

第32条 抗議および控訴

1. 競技参加者がオーガナイザー、役員、他の参加者、運転者、または競技関係者の決定、行為あるいは過誤によって不当に処遇されていると判断した場合は、抗議する権利を有する。但し、本規則第22条の4. の参加拒否または国内競技規則10-21-2) に従ってなされた審判員の判定に対する抗議は出来ない。
2. 競技参加者は、競技会審査委員会より宣告された罰則または裁定に不服の場合、JAFに控訴する権利を有する。また、競技会審査委員会に抗議を提出し、その裁定に不服の場合、JAFに控訴できる。
3. 競技参加者の抗議は、抗議の趣旨および理由を示す文書に署名の上、国内格式は抗議料50,900円、準国内・地方格式以下については20,300円を添えて競技長に提出しなければならない。抗議料は、抗議が正当と裁定された場合、または競技会審査委員会が返却を決定した場合のみ返却される。
4. 抗議に関する裁定は、競技会審査委員会が裁定する。その裁定に不服な場合は、日本自動車連盟（JAF）あてに控訴する事が出来る。
5. 抗議に対する裁定は、競技会審査委員会が行い、抗議者に宣告される。不服の場合は、国内競技規則13章に基づいて控訴する権利を有する。
6. 抗議の裁定に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者が負担し、その抗議が成立した場合は被抗議者の負担とする。

第33条 抗議および控訴の時間制限

競技会審査委員会が特に指定する場合を除き、抗議は以下の時間内に提出されねばならない。

1. 技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
2. 競技の成績に関する抗議は、その暫定結果発表後30分以内とする。
3. 審査委員会の裁定に対する抗議は、裁定後30分以内とする。
4. その他の抗議の時間制限は、国内競技規則12-4による。

5. 控訴する場合の時間制限は、国内競技規則 1 3 章による。

第 3 4 条 損害の補償

1. 参加者および競技運転者は、参加車両および付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害、または参加者および競技運転者が会場の設備、器物を破損させた場合の保証等は、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。
2. 参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲストは、J A F およびオーガナイザーの大会役員、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承していなければならない。即ち、大会役員、競技役員がその役務に最善を尽くす事はもちろんであるが、万一その役務遂行によって起きたものであっても参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲスト、大会関係者の死亡、負傷、車両損害に対しての一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第 3 5 条 競技会の延期、中止または短縮

1. 保安上または不可抗力のため競技会の実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の延期、中止、短縮を行う場合がある。
2. オーガナイザーは、競技会の延期のため参加者が出場できない場合または中止の場合、参加料を返還する。但し、天災地変の場合はこの限りではない。

第 6 章 一般規定

第 3 6 条 参加者および競技運転者の遵守事項

次の事項を遵守しない参加者および競技運転者は、当該競技会において競技会審査委員会の決定により重大なペナルティーを課す場合がある。

1. 全ての競技運転者は、ドライバーズブリーフィングに必ず出席しなければならない。
2. 全ての参加者は、明朗かつ公正に行動し言語を慎み、スポーツマンシップに則ったマナーを保たねばならない。
3. 競技期間中は、薬品等によって精神状態を繕ったり、飲酒をしてはならず、許可された場所以外での喫煙を禁止する。
4. オーガナイザーや大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
5. ゴール後、停止ラインのある場合は一旦停止し、パドック内は 1 0 km/h 以下で走行し、特にいかなる場所においてもブレーキテストや極端な空吹かしは厳禁とする。
6. 慣熟走行を含み、競技中はヘルメット、安全ベルトを着用し、運転席側の窓およびサンルーフの窓は全閉のこと。また、その際はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を強く推奨するが一般に不快感を与えない長袖、長ズボン、運動靴、穴の空いていない皮製または耐火性のグローブでも良い。
7. 競技運転者は、表彰式に競技長の許可を得ずに欠席してはならない。
8. ヘルメットについて、詳しくは 2 0 0 9 年 J A F 国内競技車両規則第 4 編付則「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要項」を参照のこと。

第37条 JMRC中部遵守事項

1. ジムカーナおよびダートトライアル規制

SA、BおよびRA車両のマフラーおよび排気管の変更を禁止する。当該車両に自動車製造メーカーのラインにおいて当初から装着されている物以外への変更は許されない。但し、ジムカーナ車両においてはエキゾーストマニホールドおよびフロントパイプ部の変更のみ許される。

2. ジムカーナ規制

- ・パドック移動からゴールまでの間、コースコンディション確保のため、インタークーラーウオッシャー等の使用は禁止する。
- ・JMRC中部ジムカーナ選手権においてはレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。
- ・RA車両タイヤ規制項目

2009年国内競技車両規則スピードSA車両規定 4.7.1) タイヤ 項目より「サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、」を削除。

(タイヤおよびホイールを2002年JAFスピードA車両規定)

また、使用タイヤの制限を行う。(通称Sタイヤの使用禁止)

使用タイヤの制限については特別規則書に記載するものとする。

3. ジムカーナ&ダートトライアル規制

競技車両の前後の牽引ブラケット位置を矢印ステッカー等で明示すること。

第38条 本規則の解釈および違反

1. 本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
2. 本規則に対する違反は、競技会審査委員会が決定し罰則を与える。

第39条 本規則の施行および記載されていない事項

本共通規則の適用は、各競技会の参加申込受付と同時に有効となる。

また、本共通規則に記載されていない事項についてはJAF国内競技規則とその付則およびFIA国際スポーツ競技規則とその付則に準拠する。

以上

JAF 中部 地域クラブ協議会
JMRC 中部 ジムカーナ部会
JMRC 中部 ダートトライアル部会

2009年JMRC中部ラリーカレンダー

2009.01.07

開催日	国際ラリー	選手権		JMRC中部	
		全日本	中部・近畿	チャンピオン	その他
01	03 ~ 04				
	10 ~ 11				
	17 ~ 18				
	24 ~ 25				
	31 ~ 01				
02	07 ~ 08				
	14 ~ 15				
	21 ~ 22				
	28 ~ 01				
03	07 ~ 08				
	14 ~ 15				
	21 ~ 22				
	28 ~ 29				Vitzラリー Rd.1<D>
04	04 ~ 05	Rd. 1 佐賀 <C> 300km(70km:T)			R T B
	10 ~ 12	GRAVEL			
	18 ~ 19				
	25 ~ 26				
05	02 ~ 03	Rd. 2 京都 <C> 250km(80km:G)	Rd. 1 京都 <C>		
	08 ~ 10	SYMPHONY	SYMPHONY		
	16 ~ 17				
	23 ~ 24	Rd. 3 宮崎 <C> 300km(100km:G)			
	29 ~ 31	R-10-N			
06	06 ~ 07		Rd. 2 富山 <D>	Rd. 1 富山 <D>	
	13 ~ 14	Rd. 4 福島 <C> 300km(70km:G)	AND	AND	
	19 ~ 21	MSCC			
	27 ~ 28				
07	04 ~ 05	Rd. 4 Japan <A>	Rd. 5 北海道 <C> 1000km(230km:G)		
	10 ~ 12	APRC 北海道	AG. MSC北海道		
	18 ~ 19				
	25 ~ 26				
08	01 ~ 02				
	08 ~ 09				
	15 ~ 16				
	22 ~ 23		Rd. 3 兵庫 <D>		
	29 ~ 30	Rd. 6 愛媛 <C> 250km(95km:T)	TEAM-Shindai		
09	05 ~ 06	MAC/ETOILE/D. C. R			
	12 ~ 13				
	19 ~ 20	Rd. 7 愛知 <C> 300km(80km:T)	Rd. 4 愛知 <C>	Rd. 2 愛知 <C>	
	25 ~ 27	MASC	MASC	MASC	
10	03 ~ 04				
	10 ~ 11	Rd. 8 岐阜 <C> 300km(100km:T)	Rd. 5 奈良 <D>		
	16 ~ 18	M. C. S. C.	OECU-AC		
	23 ~ 25	Rally JAPAN			
	31 ~ 01		Rd. 6 愛知 <D>	Rd. 3 愛知 <D>	
11	07 ~ 08	Rd. 9 佐賀 <C> 300km(80km:T)	SHIROKIYA	SHIROKIYA	
	14 ~ 15	FMSC			
	21 ~ 22				滋賀 100km(50km:G)
	28 ~ 29				JMRC ALL STAR (MORE)
12	05 ~ 06				
	12 ~ 13				
	19 ~ 20				
	26 ~ 27				

全 9 戦

全 6 戦

全 3 戦

※1：中部・近畿ラリー選手権とJMRC中部チャンピオンシリーズのWタイトル

※2：全日本ラリー選手権第2戦、4戦、7戦は、地方選手権ラリーとの併催

2009年 JMRC中部ラリー共通規則

第1章 総則

本共通規則は、JMRC中部における全てのラリー競技会に適用される。本共通規則に記載されていない競技運営に関する実施細目及び指示事項は、各競技会特別規則書および公式通知によって示される。

各競技会の特別規則書は第2章の内容記載を必須とする。尚、特別規則書に記載された内容は、その示す範囲において本共通規則より優先する。

また、各競技会の参加者および競技運転者は、国内競技規則、競技会における特別規則および本共通規則を熟知して参加するものとする。

第2章 特別規則書本則

公示

本競技会は、社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したJAFの国内競技規則とその付則、ラリー競技開催規定および本競技会特別規則に従って開催される。

第1条 競技会の名称

各競技会特別規則書に記載

第2条 競技会の種目

ラリー競技開催規定の付則「〇〇ラリー開催規定」に従った〇〇ラリー

第3条 競技格式

各競技会特別規則書に記載（競技格式、公認番号）

第4条 開催日程

各競技会特別規則書に記載

第5条 開催地および競技距離

各競技会特別規則書に記載

第6条 競技内容（下記事項を明記すること）

- (1) 競技方法（第1種、第2種アベレージラリー、スペシャルステージラリー）
- (2) 指示速度走行区間の有無（第2種アベレージラリー開催規定第4条3. に該当する区間を含む場合はその旨も記すこと。）
- (3) スペシャルステージの有無
- (4) スペシャルステージを設定する場合は、当該区間路面の種別（舗装路面、非舗装路面等）も記すこと。
- (5) 競技距離（総走行距離およびスペシャルステージの総距離）

第7条 オーガナイザー名及び住所

各競技会特別規則書に記載

第8条 大会役員

各競技会特別規則書に記載

第9条 競技会役員

各競技会特別規則書に記載

JMRC中部救急認定委員を明記すること。

第10条 参加車両

(1) JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ

1. 2009年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める以下の車両とする。
 - A. ラリーRN車両
 - B. ラリーRJ車両
 - C. ラリーRF車両（但し、最低重量、リストラクター、ホイールおよびタイヤについては、2009年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章改造規定に従っていること。）
2. 2009年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるロールケージを装備していること。
3. メーカーラインオフ時に装備されている安全ベルトに加え、2009年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める4点式以上の安全ベルトを装備していること。

(2) JMRC中部ラリーターマックシリーズ

1. 2009年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるRN車両、RJ車両またはRF車両、および2002年JAF国内競技車両規則第3編ラリー車両規定に従って製作された車両（RB車両）で下記のすべての条件を満たしたもの。
 - a. 2002年12月31日以前に運輸支局等に初年度登録された車両であること。
 - b. FIA公認車両またはJAF登録車両であること。FIA公認車両とJAF登録車両の両方の資格を有する場合は、JAF登録車両として取り扱う。
2. タイムトライアルおよび第2種アベレージラリー開催規定第4条3. に該当する区間を行う場合は、上記第10条（1）2. および3. を適用する。

(3) チャンピオンシリーズ・ターマックシリーズ共通事項

1. マフラーおよび触媒はメーカーラインオフ時に装着されている純正品に限定する。
2. ランプポッドは装着禁止とする。但し、メーカーラインオフ時に走行用前照灯が2灯式である車両については、道路運送車両法を遵守することを条件に、走行用前照灯2灯の追加が認められる。なお、走行用前照灯を追加する際のボンネットの加工は一切認めない。
3. エアクリーナーケースの加工は一切認められない。エアフィルターについては純正品以外への変更が認められる。
4. 三角停止板2枚、赤色灯、非常用信号灯（発煙筒）、牽引ロープ、救急用品、を搭載すること。これらは走行中に浮遊物とならないように、確実に固定すること。
5. 2009年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める消火装置を装備すること。
6. 各競技会特別規則書に規定することによって、タイヤの仕様や本数等の制限を加えることができる。

第11条 クルーの装備品

- (1) 安全ベルトは必ず装着し、タイムトライアルおよび第2種アベレージラリー開催規定第4条3. に該当する区間を行う場合やオーガナイザーの指示がある場合は必ず4点式以上の安全ベルト、ヘルメット、グローブおよびレーシングスーツを着用すること。但しナビ

ゲーターについてはグローブの着用を免除する。

- (2) ヘルメットおよびレーシングスーツは、2009年のJAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従ったものとする。
- (3) 上記(1)の場合以外でも、競技中は長袖長ズボンを着用すること。

第12条 参加資格

- (1) 本競技会に参加できる競技者は、2009年JAF発給の国内競技運転者許可証B級以上を所持していること。但し、クローズド格式の競技会においてはこの限りでない。
- (2) JAF中部地域クラブ協議会加盟クラブ員であり、かつ各クラブ代表者が責任をもてる者であること。但し、参加台数に余裕がある場合は他地域からの参加を妨げない。
- (3) 参加者は、所属する地域クラブ協議会の共済会もしくはそれに準ずる制度に加入していること。
- (4) 1チーム2名限定とする。但し、各競技会特別規則書によって3名以上の乗車を認められた場合はこの限りでない。
- (5) ドライバーおよびナビゲータは、当該車両を運転するに有効な運転免許証を取得しており、参加申込締切時点で満20才以上の者とする。ただし、初級向け競技については20才未満の参加を認めるが、親権者の承諾書を主催者に提出しなければならない。

第13条 クラス区分

次のクラスを設定する。

- (1) JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ
Cクラス：気筒容積3000ccを超える車両
Bクラス：気筒容積1500ccを超え、3000cc以下の車両
Aクラス：気筒容積1500cc以下の車両
(補足：異なる車両区分(RJ、RN、RF)でのクラス分けは行わない。)
- (2) JMRC中部ラリーターマックシリーズ
クラス区分無し
(補足：異なる車両区分(RJ、RN、RB、RF)でのクラス分けは行わない。)

第14条 参加台数

各クラス合計で60台に制限する。

第15条 参加料

参加料は、各競技会の「特別規則書」に記載された金額を最終決定金額とする。

第16条 保険の加入

参加者は、ラリー競技に有効な対人賠償保険および搭乗者保険(または共済もしくはそれに準ずる制度)に加入すること。

第17条 受付期間

各競技会特別規則書に記載

第18条 参加申込先及び問い合わせ先

各競技会特別規則書に記載

第19条 タイムスケジュール

各競技会特別規則書に記載

第20条 賞典

各競技会特別規則書に記載

(賞典の数を参加台数によって制限する場合はその旨を明記する。この場合、最終的な賞典の数は受付開始までに公式通知で示す。)

第21条 参加申込

参加申込は所定の申込書、車両申告書に必要事項を記入して、参加料を添えて持参又は郵送にて行うこと。

電話による申込は受け付けない。また郵送の場合は現金書留を基本とし、期間内必着とする。

第22条 参加受理

- (1) オーガナイザーは理由を明示する事無く参加拒否の権限を有する。
- (2) 参加申込締切り後、オーガナイザーは、すみやかに各参加者宛に正式参加受理又は参加不受理を通知しなければならない。
- (3) 参加不受理の場合は、事務諸経費2,000円を差し引いて参加料を返却する。
- (4) 正式参加受理后、参加料は一切返還しない。公式車両検査不合格等により出走を拒否された場合も同じである。
- (5) 正式参加受理後の乗員の変更は認められない。但し、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。なお、正式参加受理后(受理書発送以降)の変更は1件につき事務諸経費2,000円を徴収する。
- (6) 参加車両の変更は同一クラス内に限り公式車両検査前迄ならば変更することができる。なお、正式参加受理后(受理書発送以降)の変更は1件につき事務諸経費2,000円を徴収する。
- (7) 参加者は、全ての変更項目を文書によりオーガナイザーに届けるものとし、競技会審査委員会の承認を必要とする。
- (8) 参加者が参加申込後、何らかの理由において参加申込の取り消しをオーガナイザーに求めても、オーガナイザーは参加申込締切り前後を問わず拒否することができる。

第23条 ゼッケン

- (1) ゼッケン番号は、オーガナイザーが指定し支給する。
- (2) ゼッケン番号及びオーガナイザー指定の商業広告は、定められた位置に取付けること。
- (3) ゼッケン番号およびオーガナイザー指定の商業広告不備による各種のトラブルについてオーガナイザーはその責任を負わない。

第24条 受付

受付では有効なドライバーおよびナビゲータの運転免許証・競技運転者許可証・競技車両の自動車検査証・自動車賠償責任保険証・地域クラブ協議会の共済会への加入を証明する物を速やかに提示し、チェックを受けること。

第25条 公式車両検査

- (1) 公式車検は、本規則第10条及び安全面を重点に実施する。
- (2) 車検不合格車両の失格については、競技会審査委員会の決定を最終とする。
- (3) 公式車両検査終了後も予告なく再車検を行うことがある。その際においても本規則に合致しないことが認められた場合、第25条(2)と同じとする。

第26条 コース

- (1) コース及び距離はコース委員が数回の試走を行って定め、コース図によって競技者に指示する。
- (2) 競技長およびコース委員長は天候、道路状況の変化、その他の事情により予告無くコース変更することが出来る。

- (3) やむなくコース変更する場合は、文字と方向を示す矢印を記した看板を確認しやすい位置に提示する。これが不可能な場合は、コース委員の合図またはこれに変わるべき表示により行う。

第27条 スタート

- (1) スタートは日章旗またはクラブ旗によって合図する。
- (2) スタートは1号車よりゼッケン順に1分間隔で行う。

第28条 チェックポイント（CP）

- (1) CPは原則としてコース進行方向の左側に設置し、CP看板及び白線にて明示する。
- (2) CPに並進して入ってはならない。並進して入った場合、進行方向右側の競技車は計測しない。
- (3) 別途指示がある場合を除き、CPより確認しうる地点にて時間調整と見なされる故意の減速、停止を行ってはならない。
- (4) CPでは役員の指示に従い、CPライン通過後計時車付近で停止し、CPカードを受け取るものとする。
- (5) CPに関する一切の申し立ては、そのCPの役員に速やかになされなければならない。また、それに要した時間は、各自取り戻すものとする。
- (6) CP及びフィニッシュは先頭スタート車の標準通過時刻の15分前に開設し、最終スタート車の標準通過時刻に30分を加えた時間で閉鎖する。
- (7) CP付近より確認できる違反行為、ルール無視、故意の時間調整、右側下車等を行った場合、CPチーフの連絡により競技長経由で競技会審査委員会の決定によりペナルティを科す権限を有する。

第29条 パスコントロールポイント（PC）

CP以外でもルート上で速度を変更させる事がある。PCにおける秒未満の処理については特別規則書に記載する。記載の無い場合は秒未満を切捨とする。

第30条 計時

- (1) 計時は、NHKの時報を基準にした役員の時計を用いる。
- (2) 計時は、原則として計測ラインを前輪が通過した時とする。
- (3) CPにおける計時は秒未満を切捨とし秒単位で計時する。
- (4) CPのスタート方法、CPにおけるのスタート時刻はチェックカードに記載された時、分、秒とする。
- (5) コース上にて再スタート地点を設ける場合がある。この場合のスタート時刻は、00秒とする。
- (6) 不可抗力により競技を中断した場合の再スタート地点では、役員の任意の合図により計時した時、分、秒をその地点のスタート時刻とし、これによる不利益についての抗議は、一切受け付けない。

第31条 減点

- (1) 各区間において実走行所要時間と基準時間との差について1秒につき1点とし、算出された各区間の減点を加算し減点合計とする。
- (2) 特別計時区間は1秒につき1点とする。
- (3) その他特に指示する区間において、異なる減点方法を取る場合は、競技会特別規則に規定する。

第32条 採点

- (1) 競技参加者は各ステージ終了後指定の時間内にチェックカード等を貼付し、かつ必要事項を記入した上で採点シートを受付に提出しなければならない。
- (2) 採点シートの提出が指定時間を過ぎた場合、競技会審査委員会の決定によりペナルティを科す場合がある。
- (3) 各自採点した減点に誤りがあった場合、正しい減点に訂正した後、競技会審査委員会の決定によりペナルティを科す場合がある。

第33条 参加者の遵守事項

- (1) 競技中いかなる事があろうとも道路交通法の遵守を最優先する。又現場の警察官の指示に従うこと。
- (2) 一般車両及び歩行者等交通弱者に迷惑を及ぼさないこと。
- (3) 民家の付近では極力静かに走行すること。
- (4) 明らかに追い越そうとしている後続車が有る場合は安全かつ速やかに進路を譲ること。
- (5) 時間調整は民家より最低100m以上離れて、必ずエンジンを停止して行うこと。
- (6) リタイヤした時は最寄りの役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合、他の競技者に連絡するか、電話等の手段で当日の競技会事務局まで連絡すること。
- (7) リタイヤ又は失格となった場合は、直ちにゼッケン、ラリー競技会之証、その他の競技関係添付物を取り除くこと。
- (8) 競技中はオーガナイザーが指定したサービス地点以外でのサービスを受けることは出来ず、また指定給油所以外での給油は禁止する。
- (9) サービス地点での車両の整備作業は下記のものに限り許される。下記以外の整備については技術委員長の許可が無ければ出来ない。
 1. タイヤの交換
 2. ランプ類のバルブの交換
 3. 点火プラグの交換
 4. Vベルトの交換
 5. アクセサリー等の自動車部品の交換
 6. 各部点検増締め
- (10) すべての乗員および競技参加者は必ずブリーフィングに出席しなければならない。
- (11) 原則として参加競技会表彰式への出席を義務付ける。

第34条 サービス

各競技会特別規則書に記載

尚、サービスを設ける場合は、オーガナイザーによるサービスカーの管理方法ならびにその担当競技役員を記載すること。

第35条 ペナルティ

各競技会特別規則書に記載

第36条 失格規定

以下の事項を競技長に確認された場合は競技会審査委員会の決定により失格となる。

- (1) 競技中にシートベルト、ヘルメット、グローブ、レーシングスーツ（指示された区間）を着用しなかった場合。
- (2) 競技中に交通違反をし、警察官の取り調べを受けたとき。
- (3) 加害者、被害者を問わず、競技中に交通事故を起こしたとき。

- (4) CPを逆行したとき。
- (5) CP不通過あるいはタイムアウト。
- (6) CPカード記入事項の改ざん、又は虚偽の申告が判明したとき。
- (7) 競技中車両内にラジオ、携帯電話を除く無線機の持込を行ったとき。
- (8) 競技中乗員に変更があったとき。
- (9) 他の競技車を故意に妨害したとき（妨害された競技者の申告により競技長がそれを認めるとき）
- (10) 他車による牽引又はこれに準ずる方法で走行したとき。
- (11) 競技会役員の指示に従わなかったとき。
- (12) スポーツマンらしからぬ言動をとったとき。
- (13) 参加申込書、その他の書類に偽りの記載をし、その後発覚したとき。
- (14) リタイヤの申告を怠ったとき。
- (15) 競技中著しく車体を損傷、又は破損していたにもかかわらず、改善処置をしなかった時。
- (16) 参加者又はその関係者間で不正行為が行われ、その事実を競技役員が目撃した場合あるいは他の参加者から申告がなされ、競技長が認めたとき。
- (17) 指定区間以外の場所で前部霧灯を使用（点灯）した場合。

第37条 ペナルティの例外

自チーム以外の死傷者の緊急を要する救助の為、減点又はペナルティが科せられた時は当該事情を考慮し、これを軽減又は免除する場合がある。但し競技長が事実を認め競技会審査委員会が必要と判断した時に限る。尚、この申告は採点シートの提出と同時でなければならない。

第38条 抗議

- (1) 自チームのみが不当に処遇されていると認められる場合は抗議することができる。
- (2) 抗議の提出は国内競技規則12-2に基づき、1件につき20,300円（抗議料）を添えて競技長に提出すること。その際、連名は認められない。
- (3) 抗議の時間制限は国内競技規則12-4に準ずる。
- (4) 抗議の結果は競技会審査委員長より口頭で直接本人に伝える。
- (5) 抗議料の返還は、抗議が成立した場合か競技会審査委員会の指示があったときのみ返還される。
- (6) 抗議内容が車両規定に及ぶ場合、抗議対象となった車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立となった場合は抗議者が負担しなければならない。
- (7) 上記にかかわらず次の事項に対する抗議は一切受け付けない。

- (1) 第28条（7）
- (2) 第33条（1）
- (3) 第35条
- (4) 第36条

第39条 損害の保証

参加者は車両及びその付属品が破損した場合及び第三者に損害を与えた場合はその責任は各自が負わなければならない。すなわち参加者はJAF及びオーガナイザー、競技会関係者が一切損害保証の責任を免除されていることを了承していなければならない。

第40条 競技会の中止又は延期

保安上又は不可抗力による事情が生じた場合は競技会審査委員会の決定により競技を中止

又は延期および途中で取り止めることができる。

第41条 競技会の成立

競技途中で競技続行が危険あるいは不可能な場合は競技会審査委員会の決定により競技を打ち切る事がある。但し、その場合は競技会は成立したものと見なし成績は打ち切り地点までとする場合がある。

第42条 成績

成績は合計減点＋ペナルティ点数の少ないものを上位とし、同点の場合は次の順序によって順位を決定する。

- (1) 競技会特別規則書による。
- (2) ペナルティが少ない方
- (3) 減点0区間の多い方
- (4) 競技会審査委員会の判断

第43条 付則

- (1) 本共通規則の適用は、各競技会の参加申し込み受付と同時に有効となる。
- (2) 本特別規則に記載されない競技に関する細則は、国内競技規則とその付則、国際モータースポーツ競技規則とその付則、ラリー競技開催規定とその付則ならびにJMRC中部統一規則に従って開催される。
- (3) 本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第3章 競技運営に関する規定

第1条 救急認定委員

オーガナイザーは、別途定めるJMRC中部救急認定委員を1名以上おく事。

JAF中部地域クラブ協議会 ラリー専門部会起案
2008年08月03日 JMRC中部運営委員会承認